大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　指定の全部効力の停止対象事業者

1. 法人名　特定非営利活動法人Ｎ・Ｒ・Ｙ
2. 代表者　理事　坪佐　佳史
3. 所在地　大阪府河内長野市錦町11番５号

２　対象事業所名及び所在地

1. 事業所名　　ＣＲＯＳＳ
2. 所在地　　大阪府羽曳野市軽里一丁目105番１号
3. サービス種別　　生活介護

３　指定の全部効力の停止処分年月日

　平成３０年１１月１４日

４　処分の内容

　指定の全部効力の停止

　平成３０年１１月１５日から３か月間

５　処分の理由

（１）不正請求

　　利用者に対し、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、自立支援給付費を不正に請求・受領したことは、法第50条第1項第5号に該当するため。